

## 令和 7 ・ 8 年度競争入札参加資格審査の申請について

令和 7 ・ 8 年度に大野市が発注する**建設工事の請負契約**に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する**市内業者**（大野市内に主たる営業所を有する者）の方については、次のとおり資格の審査を行いますので、記載事項をよくご覧の上、申請の手続きをしてください。

**1 受付期間・場所等**

## &lt;受付期間&gt;

令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）～令和 7 年 2 月 1 4 日（金）（土曜、日曜及び祝日を除く。）  
午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

## &lt;提出方法&gt;

郵送により提出してください。※締切日消印有効

審査終了後に受領書を送付しますので、返信用封筒（110 円切手貼付）を同封してください。

## &lt;提出場所・問い合わせ先&gt;

〒912-8666 福井県大野市天神町 1-1

大野市役所 行政経営部 総務課 契約管理室 （市役所 2 階 2 4 番窓口）

電話 0779-64-4821

e-mail kensa@city.fukui-ono.lg.jp

**2 資格審査の申請要件等**

## &lt;審査基準日&gt;

令和 6 年 1 0 月 1 日

## &lt;資格審査の申請ができる業種（建設工事の種類）&gt;

**別表 1 のとおり**

審査基準日において、次の「資格審査の申請ができる者」に掲げる要件を満たす建設工事の種類（以下「業種」という。）について、資格審査の申請を行うことができます。

**競争入札参加を希望する業種についての数の制限はありません。**

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1-1 号。以下「申請書」という。）の「希望する建設工事の種類」欄には、入札参加を希望するすべての業種名（又は業種分類番号）を記載してください。

## &lt;資格審査の申請ができる者&gt;

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 審査基準日において、申請業種に係る建設業法に基づく建設業の許可を受けている者で、審査基準日の直前 1 年の営業年度に係る経営事項審査を受けている者

イ 測量・建設コンサルタント等の業者として、大野市の競争入札参加資格審査の申請をしていない者

- (2) 「法面処理工事」の業種に申請ができる者は、「とび・土工・コンクリート工事」に申請する者のうち、次の建設機械のうちいずれか一つを所有（契約期間が令和9年3月31日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているリース契約（独占的に使用できるものに限る）に係る保有機械を含む。）している者
- ア モルタル吹きつけ機（附属物一式含む）
  - イ 種子吹きつけ機（附属物一式含む）
  - ウ ボーリングマシン（アンカー工又は鉄筋挿入工に使用できるもの）
- (3) 「ほ装工事」の業種に申請ができる者は、次の建設機械の全部を所有（契約期間が令和9年3月31日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているリース契約（独占的に使用できるものに限る。）に係る保有機械を含む。）している者
- ア アスファルトフィニッシャー
  - イ タイヤローラー
  - ウ マカダムローラー
- (4) 「水道管工事」の業種に申請ができる者は、「水道施設工事」に申請する者のうち、次の技術者をすべて有する者
- ア 給水装置工事主任技術者1名以上（給水装置工事配管技能者とは別に1名以上）
  - イ 給水装置工事配管技能者1名以上（給水装置工事主任技術者とは別に1名以上）
  - ウ 管工事施工管理技士（2級以上）1名以上（兼務可）
  - エ 土木施工管理技士（2級以上）1名以上（兼務可）

#### <資格審査を受けることができない者>

- (1) 申請書及び申請に要する書類に虚偽の記載をした者
- (2) 納期限の到来している市町村税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）に未納税額がある者

### 3 提出書類

#### <資格審査申請の提出書類>

##### 別表2「提出書類一覧」のとおり

#### <提出書類の作成>

提出書類は、必要なものを1部ずつ作成し、資料番号順にクリップ等で綴じてください。

**※紙ファイルには綴じ込まないでください。**

#### <申請様式等の入手方法>

申請書及び添付書類の様式は、次の方法により入手することができます。

- (1) 大野市役所行政経営部総務課契約管理室において直接配付を受ける。
- (2) 大野市のホームページ（<http://www.city.ono.fukui.jp/>）においてダウンロードする。

### 4 資格の審査・認定等

#### <資格の審査及び認定>

資格の審査は、経営規模、経営状況等の総合的な審査のほか、申請のあったすべての業種ごとに行います。

審査の結果、資格があると認定された者は、「大野市競争入札参加資格者格付要領」に基づき、次のとおり格付を行い、大野市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載します。

また、その結果については、後日個別に通知します。

| 業種（設工事の種類）      | 等級の区分         |
|-----------------|---------------|
| 土木一式工事、建築一工事    | A・B・C・D・Eの5等級 |
| 電気工事、管工事、鋼構造物工事 | A・B・C・Dの4等級   |
| ほ装工事、水道管工事      | A・B・Cの3等級     |
| その他工事           | 等級なし          |

#### <資格者名簿への登載日>

##### 令和7年4月1日

※ 令和7・8年度の等級格付けは5月に行いますので、格付けを行うまでの間は、令和5・6年度資格者名簿の格付けを採用します。

なお、今回新たに入札参加資格の認定を受ける事業者の方には、令和7年4月1日付けで等級格付けを行い、その内容を通知します。

#### <資格の有効期限>

**資格者名簿に登載された日から令和9年3月31日まで**とします。

#### <資格の取消し>

資格者名簿に登載された後、次のいずれかに該当するときは、資格を取り消し、又は相当期間資格を停止します。

- (1) 「資格審査の申請ができる者」の要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 上記<資格審査を受けることができない者>の要件に該当するようになったとき
- (3) 申請内容に変更が生じた場合に、変更届を提出しないとき

## 5 その他

#### <申請内容の変更>

申請した後、下記事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第10号）及びその事実を証明する書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所等の名称又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 技術職員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項（電話・ファックス番号、使用印鑑、組織変更等）

#### <追加申請の受付>

上記<受付期間>終了後の追加申請受付期間は、次のとおりです。（土曜、日曜及び祝日を除く。）

| 期 間            | 審査基準日     | 名簿登載予定  |
|----------------|-----------|---------|
| 令和7年9月1日～9月30日 | 令和7年 4月1日 | 令和7年11月 |
| 令和8年3月1日～3月31日 | 令和7年10月1日 | 令和8年 5月 |
| 令和8年9月1日～9月30日 | 令和8年 4月1日 | 令和8年11月 |

#### <資格者名簿の公開>

申請書に記載されている事項は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等

の規定により、資格者名簿等として公開の対象となることがあります。

＜電子入札システムへの利用者登録＞

令和４年４月より、電子入札を導入しております。

今回、新たに入札参加資格の認定を受ける事業者の方については、電子入札システムの利用者登録に必要なＩＤ等を交付し、資格者名簿登載日以降、個別にお知らせします。

それまでに、パソコン、インターネット接続環境、ＩＣカード、カードリーダー装置など、システムを利用するための準備をお願いします。

別表 1

| 業種分類番号及び業種名 |                | 申請に必要な要件                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10010       | 土木一式工事         | ・土木一式工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10020       | 建築一式工事         | ・建築一式工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10030       | 大工工事           | ・大工工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10040       | 左官工事           | ・左官工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10050       | とび・土工・コンクリート工事 | ・とび・土工・コンクリート工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                  |
|             | 10051 法面処理工事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・とび・土工・コンクリート工事の建設業許可、経営事項審査</li> <li>・以下の建設機械のいずれか一つを所有していること               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア モルタル吹きつけ機（附属物一式含む）</li> <li>イ 種子吹きつけ機（附属物一式含む）</li> <li>ウ ボーリングマシーン（アンカー工又は鉄筋挿入工に使用できるもの）</li> </ul> </li> </ul> |
| 10060       | 石工事            | ・石工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10070       | 屋根工事           | ・屋根工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10080       | 電気工事           | ・電気工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10090       | 管工事            | ・管工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10100       | タイル・れんが・ブロック工事 | ・タイル・れんが・ブロック工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10110       | 鋼構造物工事         | ・鋼構造物工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10120       | 鉄筋工事           | ・鉄筋工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10130       | ほ装工事           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ装工事の建設業許可、経営事項審査</li> <li>・以下の建設機械の全部を所有していること               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア アスファルトフィニッシャー</li> <li>イ タイヤローラー</li> <li>ウ マカダムローラー</li> </ul> </li> </ul>                                                    |
| 10140       | しゅんせつ工事        | ・しゅんせつ工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10150       | 板金工事           | ・板金工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10160       | ガラス工事          | ・ガラス工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 10170       | 塗装工事           | ・塗装工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10180       | 防水工事           | ・防水工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10190       | 内装仕上工事         | ・内装仕上工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10200       | 機械器具設置工事       | ・機械器具設置工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10210       | 熱絶縁工事          | ・熱絶縁工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 10220       | 電気通信工事         | ・電気通信工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10230       | 造園工事           | ・造園工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10240       | さく井工事          | ・さく井工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 10250       | 建具工事           | ・建具工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 10260       | 水道施設工事         | ・水道施設工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
|             | 10261 水道管工事    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設工事の建設業許可、経営事項審査</li> <li>・以下の技術者のすべてを有すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水装置工事主任技術者 1 名以上</li> <li>イ 給水装置工事配管技能者 1 名以上</li> <li>ウ 管工事施工管理技士 1 名以上</li> <li>エ 土木施工管理技士 1 名以上</li> </ul> </li> </ul>      |
| 10270       | 消防施設工事         | ・消防施設工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10280       | 清掃施設工事         | ・清掃施設工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10290       | 解体工事           | ・解体工事の建設業許可、経営事項審査                                                                                                                                                                                                                                                            |

別表 2

## 提出書類一覧（建設工事・市内業者用）

| 番号 | 提出書類                                            | 注意事項等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 競争入札参加資格審査申請書<br>(様式第 1 - 1 号)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「希望する建設工事の種類」欄には、競争入札の参加を希望する業種名（又は業種分類番号）をすべて記入すること</li> <li>・他の発注機関等の様式を使用しないこと</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2  | 建設業許可書（写し）                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3  | 経営規模等評価結果通知書・総合<br>評定値通知書（写し）                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前 1 営業年度に係るもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 4  | 経營業務の管理責任者証明書<br>(写し)                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者と経營業務管理責任者が異なる場合は、提出すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 5  | 専任技術者証明書又は専任技術者<br>一覧表（写し）                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可申請（5 年に一度の更新を含む）の際に提出された最新（申請書受理日以前 5 年以内）のもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 6  | 工事経歴書（様式第 2 - 1 号）                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前 2 年間の実績を記入すること</li> <li>・希望する業種ごとに作成すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7  | 技術職員名簿<br>(様式第 3 - 1、2、3 号)<br>※ 3 ヶ月以上雇用関係がある者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時雇用関係にある者を記入すること</li> <li>・健康保険証の写し等、身分を証明できる（所属する会社名等が分かる）書類を添付すること</li> <li>・資格の証明書等の写しを添付すること</li> <li>・希望する業種ごとに作成すること</li> <li>・「<u>ほ装工事</u>」「<u>法面処理工事</u>」の業種に申請する場合は<u>建設機械の操作員も記入すること</u></li> <li>・「<u>水道管工事業</u>」の業種に申請する場合は、様式第 3 - 2 号を用いて作成すること</li> <li>・「<u>解体工事業</u>」の業種に申請する場合は、様式第 3 - 3 号を用いて作成すること</li> </ul> |
| 8  | 営業用機械器具調書<br>(様式第 4 号)                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>法面処理工事</u>」の業種に申請する場合は、必ず作成すること</li> <li>・所有が確認できる資料（資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等）及び写真を添付すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 9  | 営業用機械器具調書<br>(様式第 5 号)                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>ほ装工事</u>」の業種に申請する場合は、必ず作成すること</li> <li>・所有が確認できる資料（資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等）及び写真を添付すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
| 10 | 大野市税納税証明書（写し可）<br>※最新年度分                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主（法人の場合は<u>会社及び代表者</u>）の全税目のもので 3 か月以内に交付されたもの</li> <li>※様式第 1 - 1 号の同意欄で「同意する」にチェックされた場合は提出不要</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 11 | 国税納税証明書（写し可）                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未納税額がない証明書（様式その 3 の 2 又は様式その 3 の 3）で、3 か月以内に交付されたもの</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 12 | ① 法人の場合：登記事項証明書<br>② 個人の場合：身分証明書                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査基準日以降に交付された現在事項証明書（写し可）<br/>※履歴事項証明書でも可</li> <li>② 審査基準日以降に交付された身分証明書（写し可）<br/>※本籍地の市町村で交付</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| 13 | I S O（国際標準化機構）規格の<br>登録証及び付属書（写し）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得している場合は写しを提出すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 14 | 業者カード（紙と電子データ両方）                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して紙（<u>代表者印又は受任者印を押印</u>）と Excel ファイルを保存した電子媒体（CD-R）を提出すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |

（注 1）資料番号の順にクリップ等で綴じてください（※紙ファイル等には綴じ込まないでください）

（注 2）様式が指定されている書類であっても、他の発注機関等の同様の様式を使用することができます。  
ただし、**申請書（様式第 1 - 1 号）については、必ず大野市の様式を使用してください。**

（注 3）代表者に係る納税証明書は、他市町村の市町村税納税証明書（写し可）でもよいものとします。

#### 参考：納税証明書の交付申請について

##### ○大野市税納税証明書

- ・ 個人の場合⇒**大野市役所行政経営部税務課**（市役所 1 階 5 番窓口）で事業主の「**全税目**」の納税証明書を申請してください。
- ・ 法人の場合⇒**大野市役所行政経営部税務課**（市役所 1 階 5 番窓口）で会社と代表者の「**全税目**」の納税証明書を申請してください。

※申請の際には、「**指名願用**」と申し込んでください。

※法人の納税証明申請には、委任状が必要となります。

※金融機関からの納税の確認には数日がかかるため、念のため領収書をご持参ください。

##### ○国税納税証明書

- ・ 個人の場合⇒**大野税務署**で、「**様式その 3 の 2**」の納税証明書を申請してください。
- ・ 法人の場合⇒**大野税務署**で、「**様式その 3 の 3**」の納税証明書を申請してください。